寒川町学校運営協議会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ （会議） 第8条　（略） 2　会議は、委員の半数　以上が出席しなければ開くことができない。 3　協議会の議事は、出席した委員 の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 ～略～	～略～ （会議） 第8条　（略） 2　会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。 3　協議会の議事は、出席委員（第5条第1項第4号及び第5号に掲げる委員を除く。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 ～略～ 附　則 この規則は、平成31年5月6日から施行する。